

事務連絡
平成17年10月26日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について

平成17年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号により通知しているところですが、今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産そばについてアフラトキシンに係る食品衛生法違反の事例があったことから、当該品については検査命令対象とする別途通知にあわせ、本日以降輸入される下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、モニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

- 1 対象食品
中国産そば加工品（そばを主要原料とするものに限る。ただし粉は除く。）
- 2 検査項目
アフラトキシン

（参考）違反事例

1. 品名：そば
2. 生産国：中国
3. 検査結果：アフラトキシン陽性（B₁として11ppb検出）
4. 検疫所：神戸検疫所

（届出受付番号：第65004434960号1欄）